

守口市立学校「タブレット端末使用のルール」について

タブレット端末は学習に役立てるためのものです。上手に使いえば、より広く、深く学ぶことができる優れた道具です。

タブレット端末を学習に活かすことができるよう、教育委員会は、『タブレット端末使用のルール』を定めました。全校児童生徒でこのルールを守り、「安心・安全・効果的」に活用していきましょう。

なお、タブレット端末はみなさん一人ひとりに1台ずつ貸し出します。卒業後や転出時は返却してもらい、次の児童生徒に貸し出すこととなりますので、大切に使用してください。

1. 目的

守口市から貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることに以外に使ってはいけません。

2. タブレット端末の扱い方

学校での学習や自主学習で、使いたいときに使えるよう、タブレット端末は日ごろから注意して扱います。

【取扱注意事項】

- ・登下校中は、タブレット端末を落としての破損や、歩きながらの操作による事故を防ぐため、かばんやランドセルから出しません。
- ・タブレット端末の破損を防ぐため、持ったまま走ったり、地面や不安定なところ、人が歩くようなところに置いたりしません。また、カバーを持ってぶら下げずにタブレット端末本体をしっかりと持ちます。
- ・画面が割れる原因になるため、かばんやランドセルの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。また、タブレット端末が入ったかばんやランドセルを放り投げません。
- ・画面が割れる原因になるため、硬いものやとがったもので画面をたたきません。
- ・タブレット端末は水分や高温が故障の原因になるため、水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしません。また日光が直接あたるところやストーブなどの暖房器具の近くには置きません。また、磁気も故障の原因になるため、磁石などを近づけません。
- ・文字の入力は、タブレット端末の画面に指で書いたり、キーボードを使ったりします。画面割れの原因になるため、鉛筆やペン（タブレット端末専用ペン除く）で書きこみません。
- ・充電器のコードなどは専用のものを使います。タブレット端末の差し込み口に合わないものを差しません。

3. タブレット端末の使用時の注意点

タブレット端末を使うときには、夢中になって時間を忘れたり、先生の指示や友だちの話しかけが聞こえなかったりすることがあります。また、健康に過ごすためにも使う時間など気をつけて使用しましょう。

【学校で使う場合】

- ・いつ、どのような使い方をするのが良いのか、先生やクラスメイトと話し合うなど、正しい使い方について考えます。
- ・学校でタブレット端末を使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- ・休み時間や放課後での使い方や使う場所については、先生やクラスメイトと話し合い、先生の指示をよく聞きます。

【家庭で使う場合】

- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休憩しながら使います。
- ・睡眠時間を十分取り、健康に過ごすためにも、就寝する30分前は使いません。
- ・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、付属の専用の充電器を用いて、自宅で十分に充電しておきます。
- ・自宅のパソコンとタブレット端末は接続しません。

4. 健康のために

もっと学びたいという気持ちはあっても、健康な体がなければ力を出すことができません。学習を深めるためにも、健康を心がけてタブレット端末を使いましょう。

- ・明るさや配色などの関係で見えにくい場合は設定を変更できるので、先生に相談します。
- ・タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ・タブレット端末を使う時間は、小学生は午前8時から午後9時まで、中学生は午前7時から午後10時までです。早寝早起きなどの規則正しい生活のために、使用時間を守ります。
- ・30分に一度は遠くの景色を見たり、目を閉じたりするなど、定期的に目を休ませます。目や体の疲れを取るために腕や肩を回したり、ストレッチをすることもやってみましょう。

5. 保管

学習に役立てるため、学校でも家でも適切に保管し、次に使うためのために充電しておきます。

- ・学校では、使わないときに充電庫などの安全なところに置いておきます。先生の指示があるときは従います。
- ・出し入れするときは、落としたりぶついたりしないよう丁寧に扱います。
- ・家庭で保管するときは、家の中の目の届くところで壊れたりするおそれのない安全なところに置いておきます。

6. 情報モラル

社会では、誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割をもっています。情報はインターネット上で瞬時に世界中に伝わり、予想しなかった影響を与えることもあるし、対面のコミュニケーションでは考えられなかったような誤解が生まれることもあります。このような情報社会で、適正な活動を行うための基になる考え方と態度を「情報モラル」といい、みなさんが身に付けなければならないことの一つです。

【安全な使用】

- ・インターネットであやしいサイトに入ってしまったときは直ちにブラウザを閉じ、すぐに先生に知らせます。(家庭での場合は、お家の人に相談し、すぐに先生に知らせます。)
- ・みなさんの心と体を守るために、端末にはフィルタリングをかけています。お金を請求されるようなサイトに入ろうとすると、自動的にインターネット通信が切られることがあります。また、「自殺」や「家出」などに関連する検索をすると教育委員会や学校に通知があります。心配事や悩み事は、インターネットで調べるのではなく、おうちの人や先生に相談してください。

【個人情報など】

- ・自分のタブレット端末を他人に使わせません。
- ・自分の ID やパスワードを他人に見せたり、話したりしません。
- ・学習活動等において学校が必要と認める場合以外には、自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に書き込みません。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは書き込みません。一度インターネット上に掲載した情報は、完全に消去することができません。インターネット上に掲載する場合は、自分だけでなく、自分の周りの人たちの立場になり、世界中の誰が見てもよい情報かを十分考えます。
- ・インターネット上に自分に関するいやな書き込み等があった場合、すぐにお家の人や先生に知らせます。警察に相談することもできます。

【カメラでの撮影や動画等の再生】

- ・観察や実験、ビデオ会議(オンライン授業)や、発表の練習など、学習以外でカメラは使いません。
- ・カメラで人物を撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。撮影が禁止されている場所もありますので、その施設等のルールに従います。
- ・動画や音楽を再生するときや、ビデオ会議(オンライン授業)に参加するとき等は、周りの迷惑にならないよう、音量を調整します。

【データの保存】

- ・タブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、その後の学習活動に必要なものだけ保存します。

7. 不具合や故障

学校で、タブレット端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせましょう。

家庭でこわれたり、なくしたりしたときは、すぐに学校に申し出てください。

8. 使用の制限

上記ルールが守れないときには、みなさんの心身の安全を確実に守るために、タブレット端末の使用を中止する場合があります。

【保護者の皆様へ】

- ・タブレット端末は児童生徒に卒業まで市から貸与するものです。小学校・中学校卒業時に返却していただいた端末は、次の年度に別の児童生徒が使用します。大事に使用していただくためにお子様への指導をお願いします。なお、転出時にも端末はご返却いただきます。
- ・故意または過失等により、タブレット端末等を破損または紛失した場合は、修理等の代金をお支払いいただくこととなりますので、十分ご注意ください。
- ・本ルールについては、随時、追加・修正等更新しますので、最新版をご参照いただきますようお願いいたします。